

新型コロナウイルス関連情報

(KLM オランダ航空フライト情報及び英国・ドイツにおける乗り継ぎの際の留意点)

1 KLM オランダ航空フライト情報

明日29日(日)以降のオランダ発日本行きのフライト情報について、共有いたします。28日夕方時点で、大使館が確認できたフライト状況は以下のとおりとなっております。なお、先日のメールでお知らせしましたとおり、日本時間26日午後、日本政府は新たな水際措置について決定いたしました。これにより、すでに欠航となったフライトもありますので、ご帰国を検討中の方は、各航空会社の発表等をご確認いただき、最新の情報の入手に努めてください。

KLM オランダ航空【前回配信時から変更あり】

○夏ダイヤ(3月29日(日)～5月3日(日))

・アムステルダム→成田:週7便から週2便に減便(3月29日(日)～4月9日(木)の期間は、3月29日(日)、4月3日(金)、5日(日)のみ1日1便運航予定)。

※29日(日)の成田便は、KLM オランダ航空ホームページ上の運航状況検索サイトでは、2便の運航予定となっておりますが、KLM ジャパンデスクによると1便は欠航が決まっております。

・アムステルダム→関空:週7便から週2便に減便(3月29日(日)～4月9日(木)の期間は、4月1日(水)、4日(土)、8日(水)のみ1日1便運航予定)。

(参考)KLM 運航状況検索サイト

<https://www.klm.co.jp/flight-status>

2 英国における乗り継ぎの際の留意事項

在英国日本国大使館では、英国経由で帰国する場合の留意点をホームページに掲載し、注意喚起を行っております。主な内容について、当館からも以下のとおりお知らせさせていただきます。なお、詳細については、以下のリンクから在英国日本国大使館のホームページをご覧ください。

https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/200328.html

(1)在英国日本国大使館では、英国に対しては危険情報及び感染症危険情報いずれもレベル2が出されていることから、不要不急の渡航は止めるようお願いしている。

(2)英国政府は、コロナウイルスの感染拡大を受けて全土に自宅待機要請を発出している。

(3)その結果、ホテル等宿泊施設のほとんどが閉鎖されており、一部営業しているホテルもその多くは医療従事者等英政府が必要不可欠と認める者しか宿泊させていない模様。

(4)こうした状況を踏まえ、やむを得ない事情のためにロンドンを経由地とされる場合であって、ロンドンで一泊せざるを得ない時には、必ず事前にご自身でホテルを予約することが必要(なお、ロンドン・ヒースロー空港の制限エリアは24時間運用ではないため、そこで夜を明かすことはできず、一度、英国に入国する必要が生じる。)

(5)ロンドン市内の公共交通機関は一部の駅が閉鎖されつつも間引き運転が維持されているが、これはあくまで自宅待機の例外の人々の移動(医療上の必要性、在宅勤務ができない重要な職業につく労働者の通勤等)を主眼とするもの(大きな荷物を持っての市内中心部の移動は、自宅待機要請中のロンドンでは大変目立ち、無用のトラブルを招く恐れがある。なお、タクシーは、数は少なくなっているものの現在のところ利用可能。)

3 ドイツにおける乗り継ぎの際の留意事項

在ドイツ日本国大使館では、ドイツ経由で帰国する場合の留意点をホームページに掲載し、注意喚起を行っております。主な内容について、当館からも以下のおりお知らせさせていただきます。なお、詳細については、以下のリンクから在ドイツ日本国大使館のホームページをご覧ください。

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin

(1)空路での乗り継ぎについては、日本人が、第三国から空路でドイツに到着し、トランジット(入国を伴わずトランジットエリア内で乗り継ぎ)で日本へ帰国することは可能。

(2)陸路でドイツに入国した後、最寄りの空港から出発する場合において、オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとのシェンゲン協定域内国境では、3月16日以降、国境管理が開始されており、ドイツ連邦内務省は「十分に合理的な理由のない者」については、ドイツへの入国を拒否するとしている。

(3)その上で、例外的に入国を許可するかどうかについては、入国審査を行う係官によって個別具体的な事情を踏まえて判断されるが、一般的に、日本人が、日本または長期滞在資格が与えられた国へ帰国する際に、ドイツを経由することは可能とされている。ただし、下記の点に留意が必要。

●入国審査を行う係官が「速やかに、かつ、確実にドイツを出国することについての疑義がある」と認めれば、入国は拒否される。このような疑義を生じさせないため、旅券等のほか、少なくとも日本までのチケットの提示が必要となる。

●より合理的な旅行経路が他に存在する場合など、ドイツへの入国が不可欠ではないと判断された場合、入国は拒否される。